

渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付要綱

令和2年10月5日 制定
令和6年 4月1日 改正
令和7年 4月1日 改正

(目的)

第1条 この要綱は、渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例（令和6年渋谷区条例第4号。以下「条例」という。）第17条に規定するパートナーシップ証明を受けた両当事者に対し、区がそれらの者が負担した公正証書作成に要した経費の一部を助成することにより、パートナーシップ証明の取得を促進し、もって多様な個人を尊重し合う社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(助成)

第3条 区は、パートナーシップ証明を受けた両当事者に対し、条例第17条第2項第1号及び第2号に規定する公正証書の作成に要した経費の一部を予算の範囲内で助成する。
2 前項に規定する助成は、同一の両当事者について1回限りとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、5万円とする。ただし、条例第17条第2項ただし書及び渋谷区パートナーシップ証明に関する規則（令和6年渋谷区規則第18号。以下「規則」という。）第5条に規定する特例によりパートナーシップ証明を受けた場合は、1万3千円とする。

(助成金交付申請者の資格)

第5条 助成金の交付を受けようとする両当事者（以下「助成金交付申請者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者でなければならない。

- (1) この要綱の施行日以後にパートナーシップ証明を受け、次条の規定による申請の日においてその証明が有効であること。
- (2) 渋谷区特別区税を完納していること。
- (3) 自己の住民基本台帳及び納税状況に係る照会に同意すること。

(交付申請)

第6条 助成金交付申請者は、パートナーシップ証明書の証明日から60日以内に、渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）に、条例第17条第2項第1号及び第2号に規定する公正証書の作成に要した経費の領収書を添えて、連名で区長に申請しなければならない。

(助成金の交付の決定等)

第7条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定する。

2 区長は、助成金交付申請者に対し、助成することが適當と認めたときは、渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、助成することが不適當と認めたときは、渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金不交付決定通知書（別記第3号様式）により通知する。

(助成金の交付)

第8条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定を通知した後、遅滞なく、交付決定を受けた両当事者（以下「助成金交付決定者」という。）が渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付申請書兼請求書で指定した助成金交付決定者のどちらか一方の名義の口座に振り込むことにより、助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、助成金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 規則第9条によりパートナーシップ証明が取り消されたとき。
- (2) パートナーシップ証明に関連した公序良俗に反する行為があったと認められたとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が条例の目的に照らし又はパートナーシップ証明に対する社会の信用の維持のために必要と認めたとき。

2 区長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付取消通知書（別記第4号様式）により、助成金交付決定者に対し通知するものとする。

(助成金の返還)

第10条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金返還命令書（別記第5号様式）により期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年11月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第6条、第8条関係）

渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付申請書兼請求書

渋谷区長殿

渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付要綱の規定により、渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例（令和6年渋谷区条例第4号）、第17条第2項第1号及び第2号に規定する公正証書の作成に要した経費の領収書を添えて、下記のとおり申請します。交付が決定したときは、下記口座に振り込んでください。

		申請日	年 月 日	
申請者 1	住 所	(〒 -) 渋谷区		
	フリガナ			押印欄
	氏 名			
	電話番号	- -		
申請者 2	住 所	(〒 -) 渋谷区		
	フリガナ			押印欄
	氏 名			
	電話番号	- -		
証明年月日		年 月 日	証明書番号	第 号
請求金額		50,000円（特例適用なし）・13,000円（特例適用あり） ※ いずれかに○をしてください。		

振り込み希望口座				
振込先金融機関		口座種別	口座番号	
銀行 信金 信組 ()	本店 支店	1普通 2当座 3貯蓄 4その他		
※右詰めで記入				
フリガナ				
口座名義人 (申請者1又は申請者2に限る。)				

私たちは、次の点に同意し、下欄に署名します。

- 渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付要綱を遵守すること。
- 総務部インクルーシブシティ推進課長が住民基本台帳及び納税状況の照会を行うこと及びその結果が両申請者に通知される場合があること。

(申請者1)

(申請者2)

別記第2号様式（第7条関係）

第 号

(申請者1)

住 所

氏 名

(申請者2)

住 所

氏 名

渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金については下記のとおり交付することを決定したので、渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

渋谷区長

印

記

1 交 付 決 定 額 金 円

2 交 付 条 件 等 渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付要綱を遵守すること。

別記第3号様式（第7条関係）

第 号

(申請者1)

住 所

氏 名

(申請者2)

住 所

氏 名

渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金については下記の理由により交付しないことを決定したので、渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付要綱第7条の規定により通知します。

年 月 日

渋谷区長

印

記

理 由

別記第4号様式（第9条関係）

第 号

(申請者1)

住 所

氏 名

(申請者2)

住 所

氏 名

渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定した渋谷区パートナーシップ証明書
取得助成金については下記理由により交付を取り消すことを決定したので、渋谷区パートナーシッ
プ証明書取得助成金交付要綱第9条の規定により通知します。

年 月 日

渋谷区長

印

記

理 由

別記第5号様式（第10条関係）

第 号

(申請者1)

住 所

氏 名

(申請者2)

住 所

氏 名

渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付を決定し、交付済みの渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金について、渋谷区パートナーシップ証明書取得助成金交付要綱第10条の規定により下記のとおり返還を命じます。

年 月 日

渋谷区長

印

記

1 返還金額 金 円

2 返還期日 年 月 日